

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2020年度第7回事業審査委員会 議事録

- 1 日時：2020年10月30日(金) 16:00~17:45
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室（Web会議）
- 3 出席者の確認

事業審査委員総数5名のうち、事業審査委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

事業審査委員

学識経験者：永井 秀哉（共同代表理事）

学識経験者：石井 正子

外務省：川崎 敏秀

学識経験者：堀場 明子（欠席につき表決権委任：石井委員）

事務局長：高橋 丈晴

オブザーバー

外務省：栗本 圭（オブザーバー）

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第6回事業審査委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

石井：JEN取り下げに関し、意思決定の過程に透明性を持たせるべきである。「手袋86,000枚の協議に時間を要し、事業実施の時機を逸した」という文言追加を要望する。
満場一致で異議なしとした。

- (2) 第二号議案：イラク・シリア人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：1 事案
〈CCP〉パレスチナ難民キャンプと周辺地域における保護・心理社会的支援

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 提携団体が把握している数字や現場の状況に関する詳細な情報を反映しつつ、ログフレームの内容および申請書の内容を精査すること。
2. 短期研修の内容や方法については、研修受講者がコミュニティで適切な心理社会的支援ができるよう、リファール先を確認し、適切なリファールが行えるようになることを含め、詳細に検討すること。
3. WFSの活用方法については、ミシンの議論も踏まえたうえで、明確に記載すること。
4. CFS/WFSの目的を明確化し、特に、緊急化では子どもや女性の居場所があること自体にも意義があるという点も含めたうえで、緊急度の高い子どもや女性がCFS/WFSを利用できるよう、利用者の選定の方法についても明記すること。
5. 本事業が現地のMHPSSのテクニカルグループの方針に沿ったものであることを明記した上、本事業はMental Health(MH)よりもPsycho Social Support(PSS)に重点をおいた事業であることを明記すること。

6. 予算書について、数値の積算根拠や予算項目の必要性についてわかるように記載すること。

- (3) 第三号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認：3事業
〈WVJ〉ビディビディ難民居住地における子どもの保護事業
結果：条件付き承認。

審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 里親の定義が曖昧であるため、明確にすること。右に関連し、里親世帯の人数構成、UASC（親と別離状態の上に法的な保護者もいない子供たち）の実態、及び他団体の支援内容を改めて確認し、明確に申請書に落とし込むこと。
2. 里親家庭への現金給付に関し、他団体の実施方法、金額などを再確認すること。また、本現金給付の目的は、里親世帯が生活必需品を購入できることであることを申請書に明記にすること。生計向上のための投資、ビジネスの再開・開始、金融などの文言は誤解を招く恐れがあり、削除すること。

〈PWJ〉カロベエイ難民居住地区における南スーダン難民への生活向上に向けた包括的支援
結果：承認。

事業審査分科会での結果：承認。

事業審査分科会でのコメント：

1. コンポーネント3の3-5で、水処理用塩素錠の配布後、どのようにフォローアップしていくのか、より具体的に検討し、実施して頂きたい。
2. コンポーネント4に関し、月経パッドの配布など、活動を実施していく中、ヒアリングなどを通じて、現場の状況に即した、丁寧なフォローアップを配慮して頂きたい。
3. 事業計画書に記載されている「トリガリング」に関し、日本語訳、または、脚注で補足説明するなどがあれば、望ましい。

〈REALs〉中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプにおけるコミュニティの紛争・暴力予防と外部関係者との連携強化

結果：再提出。

事業審査分科会での結果：再提出。

事業審査分科会での再提出理由：

以下の点について、事業計画書全体の書きぶりを見直すこと。

1. ログフレームおよび申請書全体において、プロジェクトの目的と手段の関連性が見えないので明確にする必要がある。
2. 事業全体として、何に焦点を当てているのかが見えてこない。例えば、パートナー団体に対するコミュニティワーカーの位置付け・役割など（何をどこまですることを念頭に置いているのか）、より明確にする必要がある。コミュニティワーカーがレファラル先であるパートナー団体の能力強化を行うという方式が適切なのか、既存リソース（先行事業で申請団体が育成した人材、現地政府等関係者）を活用すべきなのか、再度検討する必要がある。

3. 一つのアプローチとして、ラジオの活用があるが、ラジオを使って具体的にどのようなメッセージを誰に伝えたいのか明確にしたうえで、ラジオの活用が目的に合っているものなのか検討する必要がある。

(4) 第四号議案：新型コロナウイルス対策緊急支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈PWJ〉南スーダンにおける新型コロナウイルス感染症予防支援

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 清掃員の有給雇用を想定していることから、持続可能な事業後の体制を含め、その形態について検討を深め、申請書に明確に記載すること。
2. 建設・改修するトイレの仕様に関し、病院における多目的トイレの設置、男女別の設置数などを再検討し、判断基準を明確にし、可能であればPWJとしての提案を踏まえ、事業計画に反映すること。
3. 本プログラムは新型コロナウイルス感染予防を主目的としているところ、手洗いの重要性に関し、申請書の書き方、トイレにおける手洗い場の設置、給水オペレーション、メンテナンスといった各側面について検討し、申請書に反映すること。

(5) 第五号議案：インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈JPF〉インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援モニタリング評価事業

結果：承認。

事業審査分科会での結果：意見提示。

事業審査分科会からの意見提示：

1. 開かれた支援および評価という観点から、事務局長や代表理事が現地を訪問し、現地政府機関上層部や在インドネシア大使に直接JPFのプレゼンスを示すことが肝要である。
2. 新聞社の現地支社等を巻き込むなど、JPFの広報に繋がるような方法を検討していただきたい。
3. 緊急期から復興期への流れにおける現行事業の位置付け、緊急期において支援すべきこと、といった総括的な評価を実施していただきたい。
4. 国際的な潮流として、評価項目にPSEAHの視点を取り入れるべきである。
5. 事業計画書に記載されている前期事業の成果について、評価結果である以上、「非常に参考になったとの声を得た」という漠然とした記載ではなく、具体的にどのように参考になったのかについて記載すべきである。
6. ソフトウェア面での支援の効果・成果についても、プログラム評価に落とし込んでいくべきである。
7. NGOとしても、事業で建設した仮設住宅や井戸等の事業終了後の状態を把握したいため、モニタリング評価チームに加盟団体からの要望を事前にヒアリングしたり、加盟団体のスタッフを同行させることも検討していただきたい。

(6) 第六号議案：イエメン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：1事案

〈JPF〉イエメン人道危機対応支援モニタリング評価事業

結果：承認。

事業審査分科会での結果：意見提示。

事業審査分科会からの意見提示：

1. 現地調査対象者は裨益者やパートナー団体等の事業関係者だけではなく、国連機関等の第三者を含め、客観性のある視点も含めていただきたい。
2. 評価の結果は、個別事業やプログラムだけではなく、JPFの枠組みそのものに対する振り返りにも活用していただきたい。
3. 事業開始後にインセプションレポートを作成する際、分科会にて審議した申請書の内容と大きな乖離が生まれないよう留意していただきたい。
4. 本事業における評価の結果が、プログラムの枠を超え、プログラム間の比較検討や、ファンディングなどに活かされることで本事業の価値が高められると思われる。
5. 対象事業の評価実施後には速やかに結果を対象団体へフィードバックし、次期事業立案への連結性を担保していただきたい。
6. 評価項目の選定に際しては、JPF事業としての価値、方針に即した基幹項目を明確にした上で、現地のコンテクストに合わせた項目を追加することを検討していただきたい。また、予算を理由に評価項目数を絞り、必要な項目が含まれないことは妥当ではないため、評価の目的がぶれないよう検討していただきたい。
7. モニタリングにおける「状況の変化に適切に対応したか」との点や、評価項目における「ニーズに丁寧に対応できていたか」において、承認された事業目的の範囲を超えて実施することを可とすることではないため、実施団体も含めて留意すべき。
8. 事業目的の1つに「本プログラムの今後のより戦略的な支援アプローチの策定に貢献することを掲げており、計画されている「対応計画への反映」について確実に実施していただきたい。

5 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する対応指針4（4）に基づく報告
- (2) 今後の審査のあり方について
- (3) 2019年度アフガニスタン人道危機対応支援プログラムの終了時（事業）評価
- (4) 害虫被害コアチームについて説明

6 書面による報告

- (1) NGOユニットからの報告
- (2) 事業計画変更の報告
- (3) JPF事務局審議結果の報告
- (4) 固定資産処理の報告
- (5) 終了報告書審議結果の報告
- (6) コアチームの報告
- (7) 共に生きるファンド監査結果報告書

7 次回以降の事業審査委員会開催日時と会場について

- 2020年度第8回事業審査委員会：2020年11月20日（金） 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第9回事業審査委員会：2020年12月17日（木） 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第10回事業審査委員会：2021年1月22日（金） 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第11回事業審査委員会：2021年2月25日（木） 魏町GN安田ビル4F会議室
2020年度第12回事業審査委員会：2021年3月23日（火） 魏町GN安田ビル4F会議室